

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 役員が法第十条第一項第九号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十三 略〕</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十九条 〔略〕</p> <p>2 法第十条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十三 同上〕</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

3||

[略]

2||

[同上]

別紙様式第5号（第16条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号ロに該当しないことを誓約し
ます。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第10号（第19条第3項関係） [略]

標準 様式の [] の記載は必須ではありません。

別紙様式第5号（第16条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号イ及びロに該当しないことを
誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

別紙様式第10号（第19条第2項関係） [同左]